

## 2015年度A日程入試 憲法

### 【出題の趣旨】

かつて公職選挙法にあった選挙権の剥奪・制限規定のうち、成年被後見人については、地裁で違憲判決が出され（東京地判 2013(H25).3.14）、国会は直ちに全会一致でこの規定を削除し、政府も控訴を取り下げた例がある。

選挙権を剥奪・制限している問題文のような受刑者についての裁判では、1審では合憲（大阪地判 2013(H25).2.6）、控訴審（大阪高判 2013(H25).9.27）では違憲の判断が示され、マスコミでも大きく報道され、現在最高裁で審理が続いている。

選挙権の性質、その基本性、選挙権はどのような場合に限りて制限されるか、本件のような受刑者についてはどうか等について、憲法の最重要判例のひとつである最高裁の判決（最大判 2005(H17).9.14 在外日本人選挙権訴訟）を踏まえて論じることが求められている。

### 【採点講評】

・ 解答は、上記した在外日本人の選挙権に関する最高裁の判例（最大判 2005(H17).9.14）（百選 152）の理解が基礎となる。しかし、この基本判例の理解が不十分である答案がかなりあった。憲法の基本事項の勉強不足が原因であろう。

・ 設問同様の実際の裁判でも、上記判例を踏まえて判断がなされている。原告Aの主張が認められない（上記1審）、あるいは、認められる（上記2審）とする場合、いずれにおいても最高裁の判例との事例の異同を踏まえて、結論を導く理由が述べられなければならない。解答の論理の明快さや説得力に留意した展開が必要である。